

区長報告第二十三号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和四年十月二十八日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和四年十一月二十四日

港区長 武井雅昭

記

令和三年六月十八日議決を得た工事請負契約（（仮称）港区立神応いきいきプラザ等複合施設整備工事）の契約金額「十一億三千万八千円」を「十一億四千六百六十二万六千四百円」に変更する。